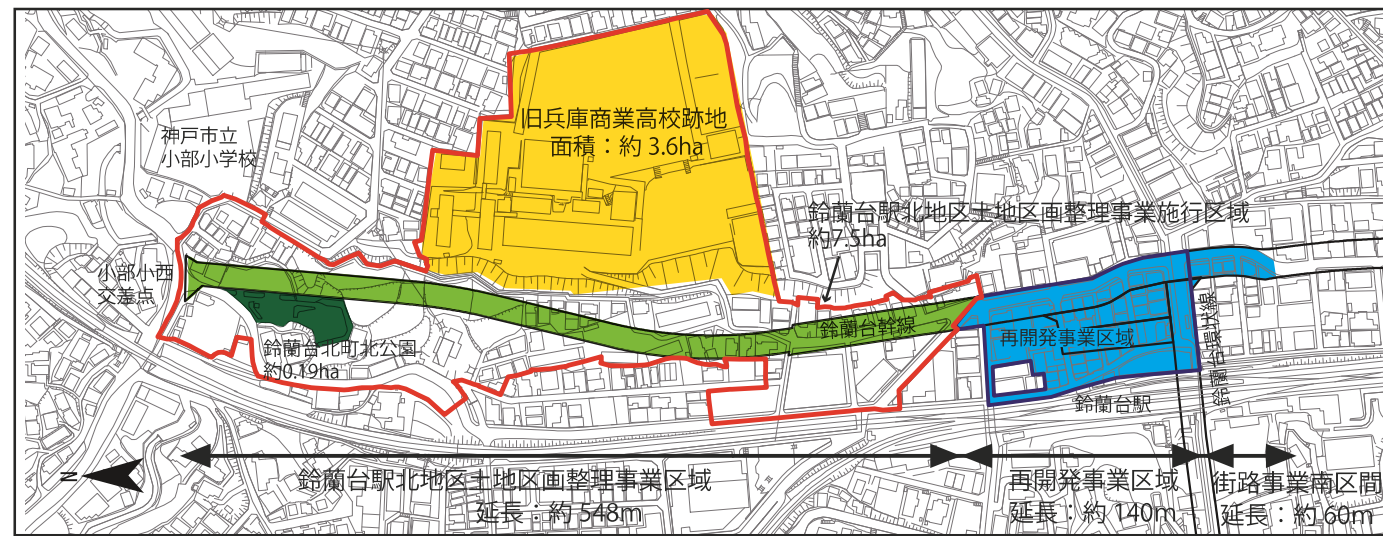


## 土地区画整理事業とは？

土地区画整理事業とは、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行うことで、「公共施設の整備改善」および「宅地の利用増進」を図るものです。

道路だけの整備（街路事業等）となると、不整形な土地が残ることで有効活用がしにくい状況となります。また、幹線道路以外の道路はそのままなので、道路が斜めにとりつくことも考えられ、交通安全上の課題があると考えられます。

そのような課題を解消するために、幹線道路だけでなく、隣接の道路や宅地も含め、位置や形状を変えることができる手法が「土地区画整理事業」です。



## 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら全体説明会を実施します。

下記についてご理解・ご協力をお願いします。

- 風邪の症状（発熱、咳、くしゃみ、喉の痛み等）のある方は、参加自粛にご協力ください。
- 来場の際には、マスクの着用をお願いします。
- 手指消毒剤を設置しますので、手指を消毒してから入出してください。
- 密閉・密集・密接状態の回避のため、換気の徹底や人と人との距離を確保します。
- 参加者は咳エチケット、手洗い、相互接触（握手、肩を組む等）の回避等を心掛けてください。
- 参加者把握のため、利用者等の名簿（氏名、住所、連絡先）を記入していただきます。
- 厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や兵庫県新型コロナ追跡システムへの登録にご協力ください。

## 鈴蘭台現地相談所について

個別に説明をお聞きしたい方は、毎週水曜午後2時から午後5時まで、鈴蘭台プラザ2Fに鈴蘭台現地相談所を開設しておりますので、お越しください。



## 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の実施に向けて、都市計画案の説明会を開催します

鈴蘭台駅前においては、北区の玄関口にふさわしい交通結節機能の改善と駅前でのにぎわいづくりを図るため、平成25年3月より駅前再開発事業を進め、令和2年9月にすべての駅前整備が完了しました。

今後、駅前再開発事業に引き続き、駅へのアクセス性の向上、通学路の安全確保、兵庫商業高校跡地の有効活用を図るため、鈴蘭台幹線（小部明石線～小部小西交差点）の北区間（約548m）から先行的に整備する予定としています。

これまで、鈴蘭台幹線北区間周辺の地域においては、まちづくりの検討が進められており、令和2年6月に「鈴蘭台駅北地区まちづくり協議会」が設立され、令和2年7月に「まちづくり構想」が神戸市に提出されました。

この「まちづくり構想」では、「鈴蘭台幹線の整備に伴い、周辺での移転が可能となるよう土地区画整理事業手法を導入することが望ましい」、「移転先の確保のため、兵庫商業高校跡地を土地区画整理事業の区域に入れてもらいたい」、「事業区域の設定については、関係権利者の意向を十分に取り、必要最小限の区域にしてほしい」などの要望をいただいています。

これらの要望等を踏まえ、神戸市において土地区画整理事業の説明や権利者の事業に対する意向、考え方を個別訪問などによりお聞きし、このたび、土地区画整理事業（案）（事業区域（案）、公園（案））をとりまとめ、まちづくり協議会への全体説明会および個別説明会を終えました。

今後、土地区画整理事業（案）の都市計画決定に向け、鈴蘭台周辺にお住まいの方を対象に、都市計画案の説明会を開催いたします。

## 都市計画案説明会

<日時>

- ①令和2年11月8日（日） 10時～12時（9時30分開場）
  - ②令和2年11月10日（火） 18時30分～20時30分（18時開場）
- 両日も説明内容は同じですので、ご都合のよい日時にご参加ください。

<場所>

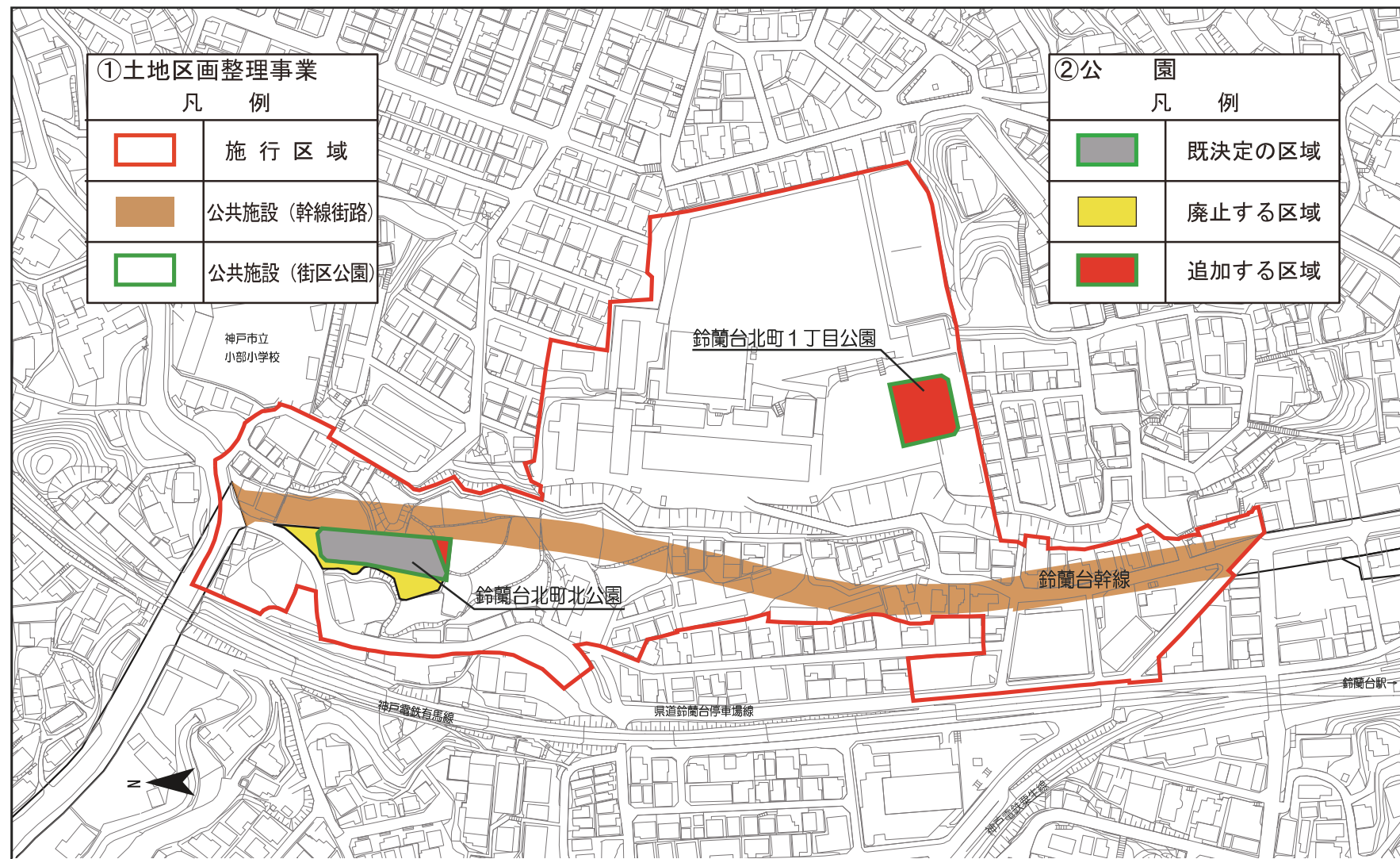
北区文化センター大ホール（すずらんホール）

<説明内容>

- 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業
- 公園
- 今後の進め方について



# 都市計画案（鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業、公園）について



※兵庫商業高校跡地については、今後、活用方針を定めます。

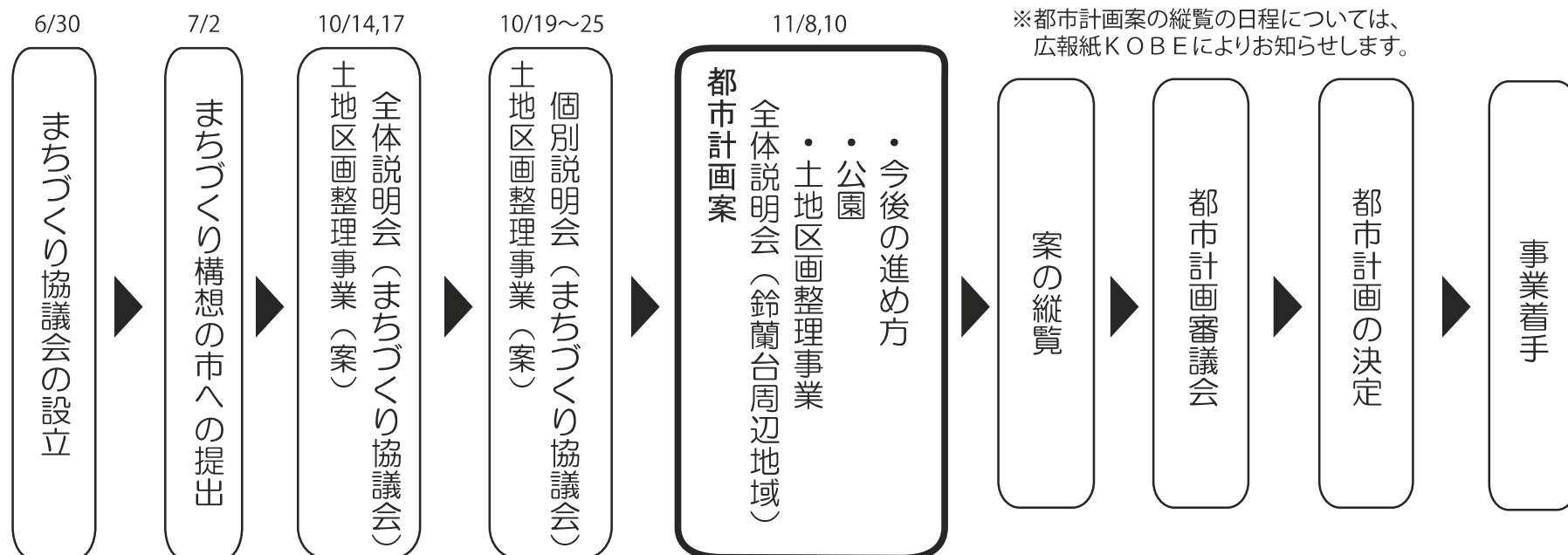
## ①鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業

名称	鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業					
面積	約 7.5ha					
公共施設の配置	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線街路	3. 4. 14 鈴蘭台幹線	16m~20m	約548m	都市計画道路
区画道路は幅員 4m~12m、歩行者専用道路は幅員 2m~4m とし、宅地の利用増進が図れるよう、適宜配置する。						
公園	街区公園	種別	名称	面積	備考	
		2. 2. 246 鈴蘭台北町北公園	約 0.13ha	都市計画公園		
		2. 2. 350 鈴蘭台北町1丁目公園	約 0.10ha	都市計画公園		
宅地の整備	街区は現況の土地利用を勘案しながら、宅地の利用増進が図れるよう適宜配置する。					

## ②公園

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2. 2. 246	鈴蘭台北町北公園	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目	約 0.13ha	(区域及び面積の変更)
街区公園	2. 2. 350	鈴蘭台北町1丁目公園	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目	約 0.10ha	(当該区域の追加)

## 事業着手までの流れ



※都市計画案の縦覧の日程については、広報紙K O B Eによりお知らせします。

## 問い合わせ先

- 土地区画整理事業に関すること  
都市局 市街地整備部 都市整備課 078-595-6766
- 公園の変更に関すること  
建設局 公園部 計画課 078-595-6461
- 都市計画決定・変更に関すること  
〔土地区画整理事業〕  
都市局 都市計画課 土地利用係 078-595-6701  
〔公園〕  
都市局 都市計画課 施設係 078-595-6702